

## 出席停止用紙の提出について

- ・学校感染症（学校安全法施行規則に規定されている感染症）にかかり、出席停止となった場合は、欠席連絡システム又は電話にて、学校への連絡をお願いします。
- ・インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症以外の学校感染症（学校安全法施行規則に規定されている感染症）に罹患した場合には、登校時に必ず「学校感染症診断結果の報告」用紙を学校にご提出ください。ただし、第三種「その他の感染症」については、欠席の扱いとなるため、報告書の提出は不要です。
- ・インフルエンザ及び新型コロナウイルスに罹患した場合は、報告書の提出は不要です。

病名	連絡・報告
インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	欠席連絡システム又は電話にて、出席停止期間を連絡
上記以外の学校感染症 例 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 水痘（みずぼうそう） など ※ただし、第三種「その他の感染症」（溶連菌感染症や手足口病など）は、報告書の提出が不要です。学校ホームページ「保護者の方へ」の「その他の感染症の取扱いについて」もご覧ください。	欠席連絡システム又は電話にて、出席停止期間を連絡。 登校時、「学校感染症診断結果の報告」（医療機関記入）を提出。  ※市外の医療機関では報告書作成が有料となる場合があります。

### <学校感染症の種類と出席停止の期間>

- 第一種・・・治癒するまで。  
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）
- 第二種・・・それぞれ定められた期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められたときは、この限りではない。

病名	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有のせきが消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が現われた後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発疹がなくなるまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状がなくなった後、2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	伝染の恐れがないと、医師が認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで

- 第三種・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。  
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、感染性胃腸炎 等）